

## 令和5年筑北村告示第68号

筑北村最低制限価格制度実施要綱をここに公布する。

令和5年4月1日

筑北村長 太田守彦

### 筑北村最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、筑北村が発注する建設工事（建築物等の解体及び撤去に関するものを含む。以下同じ。）及び建設コンサルタント等の業務（以下「業務等」という。）の競争入札に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札（随意契約を除く。以下「対象入札」という。）は、設計金額（税込み）が130万円以上の建設工事及び設計金額（税込み）が50万円以上の業務等を対象とする。

(解体工事を除く建設工事に係る最低制限価格の設定)

第3条 建設工事に係る最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる費用に当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満切り捨て）の合計額から1万円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項によることが適当でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲で適宜の割合とすることができるものとする。

(解体工事に係る最低制限価格の設定)

第3条の2 解体工事に係る最低制限価格の算定方法は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。

(業務等に係る最低制限価格の設定)

第4条 業務等に係る最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった別表1に掲げる費用に当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満切り捨て）の合計額から1万円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分

の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。なお、測量業務にあってはその額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額、地質調査業務にあってはその額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(別表1)

業種区分	(1)	(2)	(3)	(4)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費×4.8/ 10	-
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費× 6/10	諸経費×6/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×9 /10	一般管理費等× 4.8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費×9 /10	解析等調査業務 費×8/10	諸経費×4.8/ 10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費	その他原価×9 /10	一般管理費等× 4.5/10

2 前項によることが適当でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず予定価格の10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲で適宜の割合とすることができるものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 最低制限価格制度を適用するときは、入札の公告又は指名競争入札通知書（以下「公告等」という。）に当該入札が最低制限価格制度の対象となっていることを明記するとともに、入札執行にあたり次に掲げる事項について説明を行うものとする。

(1) 政令第167条の10第2項の規定の適用により最低制限価格を設けること。

(2) 最低制限価格を下回る入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。

(3) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(失格者への告知及び落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札者に対し政令第167条の10第2項の規定により落札者としないう旨を告げるものとし、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格は、落札者の決定後に公表するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第9条 最低制限価格を設定することが必要でないと認めるときは、これを設定しないものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。